

# 千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 補助金は、この要綱に基づき、放課後児童支援員等の処遇の改善等に要する費用について、放課後児童健全育成事業を行う事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）を設置する法人その他の団体の代表者又は個人に対して、その費用の全額又は一部を補助し、放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇改善を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (2) 賃金改善 本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和4年1月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

## (補助の対象及び補助要件)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、放課後児童クラブが令和4年2月以降、職員に対して3%程度（月額9,000円程度）の賃金改善（放課後児童クラブ以外の業務を一体的に行っている場合は、放課後児童クラブ業務に係る賃金改善に限る）を行うに要する経費（以下「賃金改善部分」という。）とする。

2 補助を受けようとする者は、次の各号に掲げる補助要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (2) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- (3) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、少なくとも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合における令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。
- (4) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）

の水準を低下させていないこと。

(5) 本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

(6) 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当していないこと。

(補助額の算定等)

第5条 補助対象経費及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、放課後児童クラブを運営する者とする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)賃金改善計画書

(交付決定)

第8条 市長は、前条における書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、予算の範囲内で交付を決定し、千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知することとする。

2 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知することとする。

(分割払い)

第9条 市長は、交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金分割払い請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第10条 第8条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、第7条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉県放課後児童支援員等処遇改善事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助事業の変更の目的及び当該申請

に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めるときは、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金変更不承認通知書（様式第7号）により、申請者へ通知することとする。

#### （事業の中止、廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の協議が整ったときは、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった時には、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第9号）により、申請者へ通知することとする。

#### （事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して適切な指示をしなければならない。

#### （状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

#### （実績報告）

第15条 補助事業者は、市長が別途通知する日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）賃金改善実績報告書
- (3) 賃金規程や賃金台帳等の処遇改善の内容が分かるもの。
- (4) その他市長が必要と認めるもの。

#### （交付確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に対し、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金確定通知書（様式第11号）により、通知することとする。

(補助金交付の請求)

第17条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出することとする。

(決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、通知することとする。

(補助金の返還)

第19条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金返還命令書(様式第14号)による。

(書類等の保管)

第20条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

ただし、放課後児童クラブのうち教育委員会が所管する施設については、教育長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。ただし、令和4年10月以降の賃金改善部分に係る補助について適用し、令和4年2月から9月までの間の賃金改善部分に係る補助については、なお従前の例による。

(別表)

補助対象経費	補助基本額	補助率	補助額
放課後児童支援員等の処遇の改善等に要する経費	支援の単位ごとに以下の算式により算出された額の合計額 <算式> 補助基準額(月額)×賃金改善対象者数×事業実施月数	10/10	補助対象経費と補助基本額を比較し、いずれか低い方の額

※補助基準額(月額)は、子ども・子育て支援交付金について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表放課後児童健全育成事業の項のうち第2欄放課後児童健全育成事業(その他分)の区分中、第3欄2放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)に定める基準額とする。

※賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数(ただし、放課後児童クラブ以外の業務を一体的に行っている場合は、1か月当たりの勤務時間数に放課後児童クラブ対象者の割合を乗じて算出された勤務時間数)を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。

また、常勤職員とは、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者をいう。

ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※事業実施月数は、賃金改善を実施する月数によること。